

## 福島県青年農業者等育成センター青年就農給付金（準備型）給付業務規程

### （目的）

第1条 福島県青年農業者等育成センターとして就農促進のための拠点に位置付けされた公益財団法人福島県農業振興公社（以下「公社」という。）は、新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知）（以下「実施要綱」という。）及び福島県新規就農者確保事業（青年就農給付金事業）実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき、就農前の研修段階の就農希望者に対して、青年就農給付金（準備型）（以下「準備型給付金」という。）を給付する。

### （給付の対象者）

第2条 準備型給付金を給付する対象者は、新規就農するため研修機関や先進農家等で研修を実施し、原則45歳未満で就農する者とする。

### （給付の要件）

第3条 公社は、以下の要件を満たす者に対し、予算の範囲内で準備型給付金を給付する。

2 就農予定時の年齢が原則45歳未満であり、農業経営者となることについての強い意志を有していること。

3 研修計画（様式第1号）が次に掲げる基準に適合していること。

（1）就農に向けて必要な技術等を習得できる研修機関等であると県が認めた、原則として、次の研修機関で研修を受けること。ただし、ウにあつては、（3）の要件に合致すること。

ア 福島県農業総合センター農業短期大学校農学部

イ 福島県農業総合センター果樹研究所（講習生）

ウ 先進農家又は先進農業法人（以下「先進農家等」）

なお、ア～ウ以外の研修機関での研修を希望する場合には、県と協議を行うこととする。

（2）研修期間が概ね1年かつ概ね年間1,200時間以上であり、研修期間を通して就農に必要な技術や知識を研修すること。

（3）先進農家等で研修を受ける場合にあつては、以下の要件を満たすこと。

ア 当該先進農家等の経営主が給付対象者の親族（三親等以内の者をいう。以下同じ。）でないこと。

イ 当該先進農家等と過去に雇用契約（短期間のパート、アルバイトは除く。）を結んでいないこと。

ウ 当該先進農家等がその技術力、経営力等から見て、研修先として適切で、次の要件を全て満たすこと。

（ア）指導農業士又は「うつくしまふくしま農業法人協会」に加入する農業法人、優れた農業経営者と市町村が認めた認定農業者等であること。

（イ）専従者が2名以上いること。

（ウ）過去10年間以内に就農希望者等の研修受入実績があること。

（エ）研修計画・研修状況報告書の作成、研修実施状況の確認、研修日誌の管理、

達成状況評価等への協力が可能であること。

(ウ) 「県が認める研修機関等」として公表することを承諾すること。

(4) 常勤(週35時間以上で継続的に労働するものをいう。以下同じ。)の雇用契約を締結していないこと。

(5) 原則として生活費の確保を目的として国の他の事業による給付等を受けていないこと。

(6) 研修終了後に親元就農(親族が経営する農業経営体に就農することをいう。以下同じ。)する予定の場合にあっては、就農に当たって家族経営協定等により給付対象者の責任や役割(農業に専従することや経営主から専従者給与が支払われること等)を明確にすること、及び就農後5年以内に当該農業経営を継承し又は当該農業経営が法人化されている場合は当該法人の経営者(親族との共同経営者になる場合を含む。以下「農業経営を継承」という。)とすることを確約すること。

(7) 原則として農林水産省経営局が運営する青年新規就農者ネットワーク(以下「一農ネット」という。)に加入していること。

(準備型給付金額及び給付期間)

第4条 給付金の額は、1人あたり年間150万円とする。また、給付期間は最長2年間とする。

(給付停止及び準備型給付金の返還)

第5条 公社は、給付対象者が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、準備型給付金の給付を停止する。

(1) 就農準備型給付要件を満たさなくなった場合。

(2) 研修を途中で中止した場合。

(3) 研修を途中で休止した場合。

(4) 第8条第1項の研修状況報告を行わなかった場合。

(5) 第8条第2項の研修実施状況の現地確認等により、適切な研修を行っていないと公社が判断した場合。(例：研修を行っていない場合。生産技術などを習得する努力をしていない場合など。)

2 準備型給付金の給付を受けた者(以下「準備型受給者」という。)は、次に掲げる事項に該当する場合、準備型給付金の一部又は全部を返還しなければならない。ただし、病気や災害等のやむを得ない事情として公社が認めた場合(ただし、虚偽の申請等を行った場合は除く。)はこの限りではない。

(1) 一部返還

ア 前項の給付停止の事項の(1)から(3)までに掲げる要件に該当した時点が既に給付した準備型給付金の対象期間中である場合にあっては、当該事実が発生した月以降の対象期間の月数分(当該要件に該当した月を含む。)の準備型給付金を月単位で返還する。

イ 前項の給付停止の事項の(4)に該当した場合は、当該報告に係る対象期間の準備型給付金を返還するものとする。

(2) 全額返還

- ア 前項の給付停止の事項の（５）に該当した場合。
- イ 研修（継続研修を含む。）終了後（研修中止後を含む。以下同じ。）１年以内に原則４５歳未満で独立・自営就農（福島県新規就農者確保事業（青年就農給付金事業）実施要領の別表１－２の青年就農給付金（経営開始型）の給付要件の２の（１）～（５）の要件（（１）のただし書きの「給付期間中」を「就農後５年以内」と読み替える）を満たすものに限る。以下同じ。）、雇用就農（農業法人等で常勤することをいう。以下同じ。）又は親元就農しなかった場合。
- ウ 親元就農した者が、第３条の第３項の（６）で確約したことを実施しなかった場合。
- エ 独立・自営就農又は雇用就農を給付期間の１．５倍又は２年間のいずれか長い期間継続しない場合。
- オ 給付期間の１．５倍又は２年間のいずれか長い期間内で第１０条の報告を行わなかった場合。
- カ 虚偽の申請等を行った場合。

（研修計画の申請・承認）

第６条 準備型給付金の給付を受けようとする者は、研修計画（様式第１号）を作成し、研修先先進農家等を所管する農林事務所（農業総合センターで研修する場合は農業総合センター）を経由して公社に承認申請する。特に事情のある場合は、居住地や就農予定地のある農林事務所を経由して提出することができる。

なお、研修先が県外であって県内に就農を希望する場合は、就農予定地を所管する農林事務所を経由して公社に提出すること。

ただし、特に事情のある場合は、公社の指示する機関を経由して提出することができる。

２ 公社は、準備型給付金の給付を受けようとする者から研修計画の承認申請があった場合には、研修計画の内容について、農林事務所等の関係機関を含めた関係者で面接等の実施により審査をする。

審査の結果、第３条の給付要件を満たし、準備型給付金を給付して研修の実施を支援する必要があると認めた場合は、予算の範囲内で研修計画を承認する。

３ 公社は、研修計画を承認したときは申請者本人に通知するとともに当該農林事務所等へその旨を通知する。

また、研修計画を承認しないときは申請者本人に通知するとともに当該農林事務所等へその旨を通知する。

４ 第２項の承認を受けた者が、研修計画を変更する場合は、計画の変更を第１項に準じて様式第１号により申請する（研修期間の変更を要しない研修内容の追加や月毎の研修内容の順番の入れ替え等の軽微な変更の場合は除く。）。

５ 公社は、研修計画の変更申請があった場合は、第２項、第３項の手続きに準じて審査及び変更承認通知等を行う。

（準備型給付金の申請・給付）

第７条 第６条第２項の研修計画の承認を受けた者は、給付申請書（様式第２号）を作成し、公社に準備型給付金の給付を申請する。

給付の申請は半年分を単位として行うことを基本とし、原則として、申請する給付金の対象期間の最初の日から1年以内に行うものとする。

また、給付申請の対象期間が半年未満の場合には、申請の額は研修期間を月割にして算出する。

- 2 給付申請を受けた公社は、申請内容が適当であると認めた場合は準備型給付金を給付する。準備型給付金の給付は半年分を単位として行うことを基本とし、研修計画の承認後、速やかに準備型給付金の給付を行うものとする。

また、給付することが適当でない場合は、その旨を申請者本人及び当該農林事務所等へ通知する。

(研修状況報告)

第8条 準備型受給者は、研修状況報告書(様式第3-1号、3-2号)を公社に提出する。

提出は半年ごとに行い、給付対象期間経過後、1か月以内に行う。

- 2 研修状況の報告を受けた公社は、研修機関や農林事務所等の関係機関と協力し、研修計画に即して必要な技能の習得ができているか研修の実施状況を確認し、適切な指導を行う。また必要な場合は福島県農業総合センター農業短期大学校等の農業経営者育成機関や農林事務所等の関係機関と連携して経営に係る研修等の適切な指導を行う。
- 3 前項の確認は、研修状況確認チェックリスト(様式第4号)を使い、以下の方法により行う。

なお、研修終了後直ちに準備型受給者が転居する場合等であって研修状況報告を受けからでは準備型受給者への面談の実施が困難なときは、研修状況報告を受ける前に準備型受給者に面談を実施することができる。

(1) 給付対象者への面談

- ア 技術の習得状況
- イ 就農に向けた準備状況

(2) 指導者への面談

- ア 技術の習得状況
- イ 就農に向けた準備状況

(3) 書類確認

- ア 成績表(教育機関で研修を受ける場合)
- イ 出席状況

(給付の中止・休止)

第9条 準備型受給者は、準備型給付金の受給を中止する場合は中止届(様式第5号)を公社に提出する。

- 2 公社は、準備型受給者から中止届の提出があった場合、又は第5条第1項の給付停止の事項(1)、(2)、(4)、(5)のいずれかに該当する場合は、準備型給付金の給付を中止する。
- 3 準備型受給者は、病気などのやむを得ない理由により研修を休止する場合は休止届(様式第6号)を公社に提出する。
- 4 公社は、準備型受給者から休止届の提出があり、やむを得ないと認められる場合は、

準備型給付金の給付を休止する。

なお、やむを得ないと認められない場合は準備型給付金の給付を中止する。

- 5 第3項の休止届を提出した準備型受給者が研修を再開する場合は研修再開届（様式第7号）を公社に提出する。
- 6 公社は準備型受給者から研修再開届の提出があり、適切に研修することができると認められる場合は、準備型給付金の給付を再開する。

（研修終了後の報告・継続研修）

第10条 準備型受給者は、研修終了後5年間（ただし、第3条の第3項の（6）に掲げる親元就農をする場合又は、親族から貸借した農地が主で独立・自営就農し、就農後5年以内に当該農地の所有権を移転することを確約している場合は、研修終了後6年間）毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月間の就農状況報告（様式第8-1号、8-2号、8-3号）を公社に提出する。

- 2 公社は、就農状況報告の提出のあった準備型受給者の就農状況を、準備型給付期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間、半年ごとに確認する。

ただし、第3条の第3項の（6）に掲げる親元就農をする場合又は、親族から貸借した農地が主で独立・自営就農し、就農後5年以内に当該農地の所有権を移転することを確約している場合は、農業経営を継承した又は、農地を移転したという就農状況報告の提出があった時点においても、その状況を確認する。確認は以下のとおり行うこととし、県外に就農した者については、就農先の都道府県と協力して確認する。

- （1）青年就農給付金（経営開始型）の受給者（以下「開始型受給者」という。）

開始型受給者の就農状況の確認結果について、全国農業会議所が運用する給付対象者の給付情報等を集約するデータベースに照会する。

- （2）農の雇用事業の研修生となっている者

雇用研修実施状況の確認結果について、農の雇用事業の事業実施主体に照会する。

- （3）（1）又は（2）以外の者

準備型受給者への面談や圃場の現地確認等により行う。

- 3 準備型受給者は、受給終了後、引き続き受給対象となった研修に準ずる研修（以下「継続研修」という。）を行う場合は、継続研修計画（様式第9号）を作成し、第6条第1項に準じて公社に申請するとともに、継続研修開始後1か月以内に継続研修届（様式第10号）を公社に提出する。

継続研修は準備型受給終了後1か月以内に開始するものとし、その期間は原則として2年以内とする。

継続研修を行う場合の第5条第2項の（2）の全額返還事項のイの研修終了後1年以内とは継続研修終了後1年以内とする。また、継続研修の期間中は第8条第1項の規定に準じて公社に研修の実施状況の報告を行う。

- 4 継続研修計画の提出を受けた公社は、第6条第2項及び第3項の手続きに準じて承認する。

ただし、この場合、「第3条の給付要件の第2項及び第3項の要件」を「第3条の給付要件の第2項及び第3項の（1）、（2）、（3）の要件」と読み替えるものとする。

5 準備型受給者は、給付期間内及び給付期間終了後5年間に居住地や電話番号等を変更した場合は、変更後1か月以内に住所等変更届（様式第11号）を公社に提出する。

6 準備型受給者は、研修終了後、独立・自営就農、雇用就農又は親元就農した場合は、就農後1か月以内に就農報告（様式第12号）を公社に提出する。

（返還手続き）

第11条 公社は、準備型受給者が第5条第2項の準備型給付金の返還に定める要件に該当した場合は返還通知書（様式第13号）により準備型受給者に通知をする。

（返還免除）

第12条 準備型受給者は、第5条第2項の準備型給付金の返還に定める病気や災害等のやむを得ない事情に該当する場合は返還免除申請書（様式第14号）を公社に申請する。

2 公社は、準備型受給者から提出された返還免除申請書の申請内容が妥当と認められる場合は準備型給付金の返還を免除することができる。

3 給付金の返還の免除を認めた場合は、公社は申請者本人へその旨を通知する。

（申請窓口）

第13条 準備型給付金の給付を受けようとする者の就農地が既に県外に決まっている場合、公社と当該都道府県の事業実施主体が調整の上、当該都道府県の事業実施主体から給付することができる。

また、所在する都道府県への就農を基本としない教育機関（以下「全国型教育機関」という。）で研修を受ける就農希望者に対しては、全国農業会議所から給付することができる。

（給付情報等の登録）

第14条 公社は、研修計画や給付申請書等の提出があった場合、青年就農給付金給付対象者データベースに給付情報等を速やかに登録するものとする。

（その他）

第15条 その他準備型給付金の給付業務の実施について、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年6月1日から施行し、平成24年度事業から適用する。

附 則

この規程は、平成24年9月28日から施行し、平成24年度事業から適用する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度事業から適用する。

附 則

この規程は、平成25年11月11日から施行し、平成25年度事業から適用する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度事業から適用する。